

○議案第27号 守口市防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案

□□□審議経過□□□

＝総務建設委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、大日・八雲東町地区及び東部地区の密集市街地について、土地利用を適切に誘導し、防災性の向上と住環境の改善を図るため、都市計画法上の防災街区整備地区計画を導入し、建築基準法に基づき、区域内の建築物の構造を耐火建築物または準耐火建築物とする防火上必要な制限を定めるため条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、本条例による規制とあわせて、市として、今一度、過去の災害の教訓を踏まえ、種々隘路はあろうが、住宅市街地総合整備事業による主要生活道路の拡幅整備などの推進に鋭意努力し、密集市街地の防災性向上を図られたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。